

令和 5 年度第 1 回狭山市情報公開及び個人情報保護審議会会議録

開催日時 令和 6 年 1 月 1 5 日（月）
午前 9 時 3 0 分から午前 1 0 時 2 0 分まで
開催場所 狭山市役所 3 階 3 0 1 会議室
出席者 田村委員、木村委員、古谷委員
事務局 栗原総務部長、深澤総務課長、成瀬主査、梅本主任、小川
傍聴者 なし

1 議題

- ・ 令和 4 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について
- ・ 情報公開請求の大量(申請)について

2 会議の経過

会 長 それでは、議題 1 について、令和 4 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局 まず、令和 4 年度の実施状況ですが、開示請求については、受付件数は 2 1 9 件となっております。対応状況につきましては、全部開示が 6 8 件で全体の 1 7 . 7 %、部分開示が 1 1 6 件で 3 0 . 1 %、不開示が 1 8 6 件で 4 8 . 3 %、取下げが 1 5 件で 3 . 9 %となっております。

次に、開示申出については、受付件数は 3 0 件で、令和 3 年度と比較し、8 件の増加となっております。

また、個人情報の開示請求については、受付件数は 7 0 件で、令和 3 年度と比較して、1 3 件の増加となっております。

以上で令和 4 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について説明を終わらせていただきます。

会 長 ただいま事務局から報告がありましたが、何か質問や意見等がありますか。

会 長 情報公開は工事関係が多いようですが、文書不存在はありますか。

事務局 打ち合わせ記録などについて、不存在は何件かありました。

委 員 開示請求先として、令和３年度と比較して状況を見たところ、課（都市計画課から市街地整備課）の所属が替わっているようですが、請求内容は１年前と変わらないでよいですか。また、近隣市との差が多いようですがどのように解釈されていますか。

事 務 局 ３年度と比較した場合に、工事関係については、請求内容があまり変わっておりませんが、大きく変わったのはこども支援課などの職員の対応に関する請求がすごく増えています。また、他市と比較して請求が多いことについては、請求上位の方の請求が増えたことにより、他市よりも差が多くなっています。

会 長 それでは、次の議題に移ります。資料２の情報公開請求の大量請求について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、情報公開制度の実施状況のうち、先の議題１で報告したとおり、開示請求全体の受付件数は年々増加傾向にあります。その内、請求上位の方からの請求件数が、全体請求からみて７割以上を占めています。その中でも職員の電話や窓口対応に関しては、請求先が特定の課の請求もあれば、複数の課をまたいで回答を請求してきたりすることもあり、内容も抽象的なものが多く、文書の特정이しづらいことから補正や期間の延長をしなければならないこと。また、請求者に連絡をしてもはぐらかされ、何回もやり取りが必要となったりと、請求１件あたりに対して時間がかかっています。請求された場合は、拒否することができないため、請求の段階で総務課が文書の特定を試みても、所管課との対応を希望していることが多く、所管課の負担を軽減することもできず、対応に苦慮している状況です。このほかにも請求から決定までの間に対応した職員に不満があれば、そのことに対して情報公開の請求をしており、その繰り返しが続いております。本来の開示請求としては適正ではなく、権利の濫用にあたるもので、有効な手段がなく職員も疲弊してきていることから、本会でご意見を伺いたく議題とさせてもらったものです。

会 長 ただいまの説明に関して、何か質問や意見等がありますでしょうか。

会 長 大量請求をされている方は、事務の混乱や停滞をさせる目的のために行っていますか、それとも本来の目的である情報の公開として行っていますか、どちらの印象が強いですか。

事 務 局 前者(事務の混乱や停滞目的)のほうが強いと感じています。

委 員 大量請求に対して国から通達とかありますか。

事 務 局 特に通達とかはありません。

委 員 通達がないとなると、過去の判例とかで対応することになりますか。

事 務 局 そのとおりです。

会 長 市の条例には、権利濫用の規制はありますか。

事 務 局 規制はあります。適正な申請ということで記載があります。利用者の責務として、情報を適正な申請に努めるとしてありますが、権利濫用の記載はありません。

会 長 権利濫用の規定を置く意味は、職員が適用しやすいことや、請求する方に対してのメッセージが明確に伝わるので、市の条例に追加することもある一つの手段ではないかと考えます。

また、条例上は、ある程度文書を特定してから請求する規定はなかったでしょうか。

事 務 局 公文書を特定するための事項としか、記入していません。

会 長 近隣よりも狭山市の方が申請は多いのですか。

事 務 局 所沢市は人口規模で、狭山市の2.4倍にあたりますが、申請件数についても2.4倍としてみていますが、件数では所沢市と逆転しており、政令都市並みに請求はあると思います。

会 長 権利の濫用については、県の答申や行政不服審査請求の裁決などを公

表しているところもあり、その答申の中にメッセージとして相手に伝えるやり方も一つの手段としてもいいのかもしれませんが。また、答申になお書き付言などを付けるといいかもしれません。

委 員 公文書を特定するための必要な事項を入れることとなっていますが、請求者に対しても特定するための義務付けを加えたうえで拒否することができる条項を入れるのはいかがでしょうか。交渉するにしても拒否権がないと難しいのでは思ったので提案したいと思います。

会 長 それでは、最後にその他についてお願いします。

事 務 局 特にありません。

会 長 そのほかは何かありますでしょうか。ないようでしたら、本日の審議会はこれで終了します。